

と賃報抑下やと手伝やと云ふ不届きあり

親愛なる者へとの同志よ 今は一歩大切な時だ 福者は一人たりとし  
かりして居られぬは時だ 今迄教へて来たの血と油で固めた現業員會と  
さしめて今後業員の生活と守らなければならぬなりだ その大切な時だ 諸君  
からかりして居られぬはよく今社に、もうあるはなりだ 我々勤組の同盟三  
万の全組合員は青へとの全従業員と同志と團結と生活と守るためだ  
心と最後まで奮闘して我々準備してあるのだ

諸君(團結のみか唯一の力だ) 奮闘せよ 現業員會と守れ  
会社の大同志會と葬れ!  
会社のペテシ 賃報低下の首切り絶対反対だ  
組合同盟と手と握って勇敢に戦ひなさい、

日本労働組合同盟東京地方聯合會

訓記の 綱領  
一 我々人團結ノ力ト堅實ナル政策トヲ以テ現業ニ則テ合理ナル社会生活ノ爲メ  
ノ完成ヲ期ス

一 我々ハ正義ヲ善ニ増進ノ向上ト相成ル友友ノ實ヲ擧ゲ交通労働者ノ社会内使原  
ノ完成ヲ期ス  
一 我々ハ階級的自覺ト自治的訓練トニ依リ社会ノ幸福ヲ期ス

東京聯合自動車現業員會規約

第一章 總則

第一条 本會ハ東京聯合自動車現業員會ト稱シ本部ヲ本社ニ支部ヲ支店所及工  
場ニ置ク

第二条 本會ハ會員相互ノ福利増進爲メノ改善訴求及助成諸ヲ目的トス  
本會ハ前条ノ目的ヲ達スルニ爲メ各部部員及本部員ヲ置ク

第三条 第二章 會員  
第四条 本會ハ東京聯合自動車株式會社乗客課現業員ヲ以テ組織ス  
但シ會員タルノ資格ハ會社より採用辭令ヲ受付セラレタルモノトス

第五条 本會員ハ他ノ團體ノ目的ヲ有スル團體ニ加入スルコトヲ得ス  
第六条 本會ハ會員ニ對シ全章ノ榮辱ヲ但シ採用規定ハ別ニ之ヲ定ム

第七章 第三章 役員及任期  
本會ニ左ノ役員ヲ置ク  
會長 一名 副會長 一名 支部長 各支部一名 副支部長 各支部一名  
若部部長 一名 調部部長 一名 會計 二名 書記 一名

第八章 會長ハ會務ヲ統轄ス